

議 第22号

上水道事業会計予算書

檀 原 市

令和5年度樫原市上水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	50,210 戸
(2) 年間総給水量	13,060,000 m ³
(3) 一日平均給水量	35,683 m ³
(4) 奈良県営水道受水量	13,060,000 m ³
(5) 主要な建設改良事業	
配水管整備事業	978,954 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	3,178,189 千円
第1項 営業収益	2,927,536 千円
第2項 営業外収益	250,653 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	3,124,146 千円
第1項 営業費用	2,832,550 千円
第2項 営業外費用	67,596 千円
第3項 特別損失	222,000 千円
第4項 予備費	2,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額934,107千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額60,789千円、過年度分損益勘定留保資金348,412千円及び当年度分損益勘定留保資金524,906千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的收入	330,246 千円
第1項 補助金	76,012 千円
第2項 分担金及び負担金	254,234 千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,264,353 千円
第1項 建設改良費	1,045,178 千円

第2項 企業債償還金

215,882 千円

第3項 国庫補助金返還金

3,293 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

247,020 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 処分する資産

種類	名称	数量	処分の態様
建物	旧水道局庁舎	R C造 地上4階建	市長部局へ譲渡

令和5年3月1日提出

檀原市長 亀田 忠彦